

第2回 横須賀市医療的ケア児等支援協議会 議事録

日 時 令和6年(2024年)3月14日(木)13時30分から15時30分

会 場 ヴェルクよこすか 第3研修室

出席委員 土田委員、宮本委員、中田委員、秋本委員、海老名委員、森下委員、小谷田委員、朝生委員、
松上委員、三浦委員、富澤委員、二宮委員

(土田委員、宮本委員、中田委員については、オンラインでの参加)

事務局 障害福祉課 八橋課長、窪係長、熊澤、子育て支援課 和田係長

議 題 第7期横須賀市障害福祉計画(第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)について、令和6年
度の新規・拡充(予定)事業について、現状の課題に対する方策について、ほか

配布資料 別紙次第

審議概要

1 定足数報告・一般傍聴報告

- ①事務局が司会となり開会した
- ②オンライン傍聴者が6名、会場での傍聴者が5名であることを確認した
- ③配布資料を確認した

2 議事

(1) 第7期横須賀市障害福祉計画(第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)について

- ①事務局より資料1に基づき、説明が行われた
- ②各委員により質疑が行われた

(2) 令和6年度の新規・拡充(予定)事業について

- ①事務局より資料2に基づき、説明が行われた
- ②各委員より質疑が行われた

(3) 現状の課題に対する方策について

- ①事務局より資料3に基づき、説明が行われた
- ②各委員より質疑が行われた

3 意見交換

(3)に引き続き、意見交換が行われた

4 その他

質疑内容

2 (1) 医療的ケア児者へのアンケートの結果について

●二宮委員

放課後等デイサービスの事業所が今のところ6か所の内訳は。

●事務局

きっずかしこ、ハーティーパーク池上、WiSH、いちごいちえ、ライフゆうの学齡デイ、ラシクの6か所である。

●二宮委員

いちごいちえは閉業するので、令和6年度の目標は5か所から7か所に増やすということか？

●事務局

おっしゃるとおり。最終的には9か所を目指す。

●二宮委員

児童発達支援の内訳は。

●事務局

きっずかしこ、ラシク、療育相談センターの3か所。

●森下委員

これらの事業所数の目標達成は、市が能動的に進めるのか。自然発生に任せるのか。

●事務局

令和6年度から国の報酬改定があって、医療的ケアのある方への支援の加算が手厚くなっていると思うので、まずは自然発生的に事業所が増えるかどうか様子を見たいと考えている。増えないというときには、対策を考えていきたい。

●森下委員

重心の認定の数は、横須賀市では150前後を推移していたと記憶している。

事業所を増やすということは、背景として人数は増えているのか？

事業所が増えても、経営とのバランスがとれるかというのも大事だと思う。

また、距離の問題など、使いにくさの問題もあると思う。

この計画の3年間で、そういうところも見に行って欲しい。

●二宮委員

発達支援コーディネーターは人数を増やして何をカバーしようとしているのか。

コーディネーターはどことも繋がっていない人を支援してあげようという動きなのか、既に色々な繋がりのある人へ大変な部分を代わってあげようという意味合いなのか、どこまで任せていいのかわからない。

●事務局

コーディネーターを配置する一番の目的は、どこに相談すればいいのかわからない人の最初の窓口というイメージ。

●森下委員

横須賀市と圏域のコーディネーターを務めているが、相談として多いのは、12歳以下の、学齢期前や幼児期。これからどうしようかなという人たちからの相談を受けている。

年齢が上がると、出会う人も増えて、相談できるところが確立していく。

最初の入り口のところで、何をしたらいいのか、どこに相談したらいいのかという人をサポートすることが役割だと思っている。

また、市に取り組みや課題の報告を行うことで、新しい施策にもつないでいける。

解決をすべてするわけではないし、深くは関わらないかもしれないが、切り替えの時につなぐ役割を担える。

2（2）令和6年度の新規・拡充（予定）事業について

●二宮委員

在宅レスパイトについて、事業実施に対する訪問看護ステーションの返答状況はどうか。

●事務局

これから事業所と調整をするので、確実なことは言えないが、医療的ケア児を支援していただいている主な訪問看護ステーションを療育相談センターから聞き取り、事前の情報共有をした。現段階では、好意的なお話をいただいている。基本的な事業所は、受けていただけると考えている。

●二宮委員

以前訪問看護師の方から、きょうだい児の予定で親が離れる時間を確保するために、訪問看護とヘルパーをセットで入れたらどうかと提案され、ケアマネージャーさんに相談したが、その理由でのヘルパーの利用はできないと断られた。

頑張っただけでも、ダメだったとなると、心が折れてしまう。仕組みがいろいろできるのはありがたいが、実際利用できていないという声があるというのをみなさんに分かっていたきたい。

何がだめで利用できないのか。使える制度があるよ、だけど実際はできないよということが結構あるように感じている。そういう意見も踏まえたうえで、この制度を進めていってもらいたいと思う。

●森下委員

ヘルパーを利用する際の理由がきょうだい児のためという、きょうだい児のケアのためにヘルパーを使うととらえられている可能性がある。きょうだい児の用事で親が医療ケア児をケアすることができないので、ヘルパーが医療的ケア児の為に必要だという解釈をされていないのでは。

ただ、基本的に、児童期の介助は家族がいることが前提で、ヘルパーと一緒にいる。

訪問看護は、本人のケアのために入る。

今回横須賀市が提案しているのは後者の方で、医療の専門家が行くから家族がいなくてもいいよというものと理解してもらいたい。

●二宮委員

子どもがスクールタクシーで帰ってくる。

自分がいなくて、祖父母に頼むとなったときに、体が大きくなってきた子どもを、祖父母では抱っこできない。そうすると、タクシーや車から家の中に移動介助する人がいないという問題がある。学校側も訪問看護さんも、タクシーから家への移動はできない。抱っこするその一瞬のために、自分がいなくてはいけないという状況。そこに入れるものはないのか、困っている。

●森下委員

それぞれのサービスには、ここまでというのがあり、どうしてもその隙間ができてしまっている。その隙間を誰がやるかというのは、課題だと思う。

●秋本委員

在宅レスパイトについて、20年以上くらい前に、県のモデル事業でやったことがある。

日時等は利用者さんと直接決めるということになっているが、当時、家族が夜間に働いているケースがあり、利用したい時間が18時～22時で、勤務の調整に苦慮したことがある。

もちろんやらないということではないが、既存の利用者との調整や、職員の勤務時間の問題等、市と協議して詰めていかなければいけない問題は結構あると思う。

●事務局

事業者への説明や調整等、しっかり行っていく。

●二宮委員

メディカルショートステイについて、歩ける場合はどうなのか。

●事務局

歩ける場合は難しいと県からは聞いている。

「落ち着いてベッドで寝てられる子」ということになると思う。

●二宮委員

横須賀市で、医療的ケア児で短期入所ができるのは基本的には重心という認識。

気管切開はあるが歩いて、重心をとれていない場合、現状利用できるところがほとんどない。選択肢すらないという現状。今回の制度でカバーできるのではと期待していたので確認した。

●森下委員

人工呼吸器等用非常用電源装置の日常生活用具の給付対象品目への追加について、インバーター発電機には「正弦波」の記載があるが、その他の2つにはない。

正弦波でないと、医療関係の機械はトラブルを起こしやすいのではなかったか。

川崎市は正弦波に対応できるものと限定している。

●土田委員

ポータブル電源でコンセントがついているものは、ほとんど正弦波だと思う。

●宮本委員

災害時に緊急で使うものなので、動くことを確認して購入するに越したことはない。

●事務局

細かいところは詰めきっていないのが正直なところで、森下委員がおっしゃるように、正弦波でないとだめだと言っている市町村もある。

大事なのは、物が使えるかということなので、買ったものを医療機器につないだ時に問題ないかをメーカー等に確認してもらうことを注意書きとして書くなど、工夫を考えてみようと思う。

●小谷田委員

W i S Hを利用している保護者の方から、朝の通学を事業所で協力できないかというお話があった。学校から事業所の方にお金がでるような制度があるとのことだったが、それについて教えてほしい。

●三浦委員

県立の特別支援学校の通学支援として、移動を担う事業所と看護師が決まっていれば、申請によりお金が出るという仕組みがある。

これは、昨年度から試行的にはじまり、今年度から本格的に始まる神奈川県の実業。

●富澤委員

訪問看護等事業者用の、神奈川県教育委員会が出している案内が、県のHPにあがっている。

横須賀市内の県立学校では事例はないが、他市ではすでに何ケースか事例がある。

●二宮委員

移動支援と看護師を別で探すとなると、例えば通学の時、学校についたら看護師さんも車から降ろさ

れてしまう。そこが解決しないから難しいという話をされたことがある。移動支援と看護師さんを別で見つけるのは難しい。この事業の概要を私発信で相手に伝えるにも私自身HPの資料しかなくなかなか説明できない。

なので、障害福祉課さんなり間に入り、事業所さん向けの説明会を、県の事業ではあるが、市の方から市内にある事業所向けにこういうことを進められないかと働きかけてもらって、何が問題かを挙げてもらって解決の方に導くなどやって欲しい。車もあって看護師もいる放課後等デイサービスで出来たらいいと思い聞いたが、余力がないとのこと。

●秋本委員

3年位前に横三地区のステーションの連絡協議会に、県の係の人が通学支援事業の説明に来たので、事業そのものの存在は皆知っている。

できるかできないはそれぞれの事情があるが、行きはいいけど帰りがこわいというのが多くの意見。自分のところは県立金沢支援学校に通っているお子様から、この通学支援事業をやってもらえないかというお話がある。対応するつもりではいるが、車を自分で用意してもらわなければならない、横浜市の学校なので、なかなか見つからない状況。

●二宮委員

ステーションの車に自宅のカーシートを載せてもだめなのか。

●秋本委員

福祉車両でないとだめで、それには届出が必要。

●事務局

運輸局に届け出ている車両である必要があると認識している。

移動支援、福祉タクシー、福祉有償運送等を県としてはイメージしていると聞いている。

●森下委員

看護師さんの確保が課題になっているという話は聞いている。

看護師さんが確保できるなら、一般のタクシー会社で福祉車両があるところを探してもいいのではないかと。

福祉事業所がやっている有償運送でやろうとすると、時間帯的に厳しいということになるのでは。

●富澤委員

福祉タクシーの使用で問題ないはず。

●二宮委員

受給者証で出るのか？

●富澤委員

受給者証ではなく、就学奨励費を活用することになると思う。

●森下委員

看護師の手配と移動については、出どころは分かれるかもしれないが、自己負担はない。
訪問看護さんに提出する指示書等の部分では、多少あるかもしれない。

●富澤委員

キャンセル料が発生した場合も、自己負担になる。

●二宮委員

この事業は障害福祉課より県立の学校の方が詳しいとのことだが、県立に入学してからでは、探しているうちに卒業になってしまいそうなので、今のうちから探さないと見つからないのでは？

●事務局

このような、どこと繋がればいいのかわからないところで、コーディネーターを活用して行って欲しい。

2（3）現状の課題に対する方策について

●二宮委員

課題について、保護者の間で意見をまとめたものがあるので、抜粋して紹介する。

- ・市内の医療的ケア児の全数把握ができていない。支援対象者の数、分布を把握すべき
- ・家庭環境、年齢に関わらず情報が得られるようにすべき
- ・移動支援、送迎の問題
- ・外出先でのトイレの問題

はぐくみかんのトイレは、車イスなら入れるけど、寝るタイプはサイズが大きく、入ったあとにユニバーサルベッドを開けない。置いていただけののありがたいが、置いて使えるかという配置も考えてもらえるととっても良いと思う。

- ・広いトイレを使えるところの情報発信。知っている人だけ知っているでは良くない。
- ・巡回入浴サービス

18歳以下も利用できるとなりすぐに問い合わせた際、週1回以上自宅で入浴出来ていたら利用できないと断られたが、今利用している人はそのようなことでは断られなかったとのこと。別の事例では、一度障害福祉課で断られたが、訪問看護では体が大きくなっているから対応できないと言われたことを後日伝えたら、使えたという話があった。障害福祉課内での解釈の統一や、確認をしてもらえると、もっと使いやすい制度になるのではないかと。利用できる条件を明確にしてほしい。

3 意見交換

●事務局

災害時の支援について、横須賀市のスキームとしては、基本は自宅等にとどまり、難しい場合には小中学校に開設される避難所に避難し、その中でも集団での生活になじまない障害者、高齢者は、各避難所に開設される1次福祉避難所に移動、さらにその中でも特別なケアが必要な方等は、横須賀市が設置する2次福祉避難所、3次福祉避難所に移動するという流れになっている。

医療的ケアの必要なお子さんについても、現状では、在宅避難が難しい場合に、小中学校に開設される避難所に行くことになっているが、あまり現実的ではないと考えている。

例えば、病院に避難することができれば、電源等も確保できるので、良いのではないかと思うが、可能性としてあり得るか。

●宮本委員

想定されているような大きな災害時は、病院もいっぱいいっぱいだと思う。簡単に承諾はできない。病院にいる重症者が優先で、ヘリコプターなどで他の地域に輸送するという訓練をしているくらい。

●事務局

市立養護学校の受け入れ体制等はどうか。

●富澤委員

市立養護学校は、在校生の安全が最優先なので、避難所としての指定は受けていない。

●事務局

在校生が、自宅にいられない状態のときにとどまる場所としては、どうか。

●富澤委員

3日分の食糧を保護者から預かっているので、可能。それ以降もとなると、現状は難しい。

●事務局

在校生以外の方が、訪問看護指示書を用意して提出をしておくなどして、いざという時に協力をお願いするなどということはできないか。

●富澤委員

指示書があっても、いきなり看護できるというわけではないので、家族も一緒にいれば、受け入れられる可能性はあると思う。あとは、一人ひとり形態の違う、食糧の問題がある。

●事務局

卒業生等で、あまり年数が経っていない子なら受け入れられる可能性は高くなるか。

●富澤委員

緊急時なので、やむを得ない場合もあるとは思うが、ナースのキャパシティを考えても、基本的には現在の在校生だけを受け入れることになる。それ以上のことであれば、制度作りをすべきだと思う。

●二宮委員

医療的ケア児の保護者としては、居場所が欲しい。食糧や物品はだいたい準備しているが、安心して過ごせる場所がない。電源があつたり、簡易な個室があつたりといったことが必要になる。養護学校がOKならとても助かる。

●森下委員

医療的ケア児については、こどもだけを預けるということはないと考えて避難所を考えるべき。

必ず普段看護している親と一緒にという前提で考えたほうがいい。

また、家が大丈夫だから家にいることになった家庭に対して、見守りをしないのはよくない。在宅では物資が届かないし、孤立しないように巡回やサポートをする仕組みが必要だと思う。

民生委員として要援護者名簿も受け取っているが、医療的ケアのある方、重心の方の情報をわかるようにしたほうがいいと思う。

●事務局

今ある要援護者名簿よりも、もう少しコアな避難が必要な方について、個別避難計画を立てていき、見守っていくということが必要だと思うので、考えていきたい。